

じゅうきょかくほきゅうふきん
住居確保給付金のしおり

～ ^{りしょく}離職などにより住居を^{そうしつ}喪失、または^{そうしつ}喪失するおそれのある方へ～



豊 橋 市

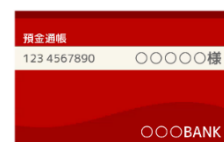
じゅうきょかくほきゅうふきん
住居確保給付金とは

離職や廃業から2年以内の方や、休業等により収入が減少し離職等と同程度の状況にある方で、住居を喪失またはそのおそれがあり、就労能力及び就労意欲がある方を対象として、住宅費を給付するとともに、自立相談支援事業所（生活福祉課）による就労支援等を実施することで、住宅と就労の確保に向けた支援を行います。

- 給付額：世帯の収入に応じ以下を上限に調整された額
単身 35,000 円 2人 42,000 円 3～5人 46,000 円
- 支給期間：3ヶ月間（一定の条件により延長及び再延長が可能）
- 支給方法：原則、管理会社等の指定口座へ代理納付

申請に必要なもの

- ① 住居確保給付金申請書と確認書（生活福祉課にてお渡しします）
- ② 本人確認書類（顔写真つきのもの1種類、顔写真なしの場合2種類）
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、各種福祉手帳・健康保険証、
住民票・^{こせきとうほん}戸籍謄本等の写し、パスポート、在留カード
- ③ 収入が確認できる書類（世帯全員分）
給与明細、^{こようほけんじゅきゅうしかくしやしょう}雇用保険受給資格者証、年金手帳、年金証書、各種福祉手帳
- ④ 全ての預貯金通帳（世帯全員分）
- ⑤ ハローワーク受付票（離職者・廃業者の場合のみ）
- ⑥ 住宅契約書または家賃証明書
- ⑦ 就労状況を確認できる以下①か②のいずれかの書類
 - ① 離職者・廃業者
離職等から2年以内であることを確認できる書類
離職票、雇用保険受給資格者証（または給与が途絶えたことを確認できる通帳など）
 - ② 休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方
収入が減少していることや、減少した理由が確認できる資料
（会社からの休業等を命じられた文書、シフト表、契約変更が確認できる書類など
どうしても揃わない場合は「離職状況等に関する申立書」を提出していただきます）
- ⑧ 住民票、保険証の写しなど同居の家族（単身世帯不要）が確認できるもの
- ⑨ 認め印



給付のための要件

申請時に以下①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

① 離職等により経済的に困窮しており、住居喪失またはそのおそれがある。

② 以下④か⑤のいずれかの状況にある。

④ 申請日において離職や廃業の日から2年以内

⑤ 個人の責に帰すべき理由や都合によらない休業等で収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。

③ 離職等の時点で主たる生計維持者であった。

(離職等の時点では主たる生計維持者でなかったが、その後離婚等により主たる生計維持者となった場合を含む。)

④ 申請月の世帯収入（公的給付を含む）が、表の基準額+家賃額が以下である。

世帯人数	基準額	家賃額の上限
1人	81,000円	35,000円
2人	124,000円	42,000円
3人	159,000円	46,000円
4人	197,000円	46,000円
5人	235,000円	46,000円

⑤ 世帯の預貯金額が次の表以下である。

世帯人数	金融資産	再々延長の場合の資産要件
1人	48.6万円	24.3万円
2人	74.4万円	37.2万円
3人	95.4万円	47.7万円
4人以上	100万円未満	50万円未満

⑥ **ハローワークに求職の申込をし**、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う意思がある。(ただし、②の⑤により申請された方で再延長までは除く。)

⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）または地方自治体等が実施する類似の給付等を申請者や世帯員が受けていない。

※職業訓練受講給付金は令和4年6月までに申請の場合は併給可能

⑧ 申請者及び世帯員が暴力団員ではない。

住居を喪失するおそれがある場合（家賃のみ）

① 申請書類の交付

生活福祉課（東館1階10番窓口）で担当者が住居確保給付金について説明を行い、申請書類を交付します。



② 住宅貸主への確認

管理会社等に入居住宅に関する状況通知書を記載してもらってください。



③ ハローワークの求職申込み

ハローワークで求職活動を申込み、ハローワーク受付票（ハローワークカード）を発行してもらってください。

④ 申請書類の提出

生活福祉課へ必要書類を提出してください。提出後、審査を行います。

（P1参照）

⑤ 審査結果の通知

○ 資格ありの場合、以下の書類が交付され、原則、住居確保給付金が管理会社へ直接振り込まれます。

・ 住居確保給付金支給決定通知書 ・ 職業相談確認票（当面不要）

× 資格なしの場合、住居確保給付金不支給通知書が交付されます。

※ 総合支援資金貸付（生活支援費）（6P）の申込み

受給中の生活費が必要な方は、豊橋市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（生活支援費）を活用できる場合があります（審査あり）。申請の際には住居確保給付金支給決定通知書を提出してください。

住居を喪失している場合（入居費用と家賃）

① 申請書類の交付

生活福祉課（東館1階10番窓口）で担当者が住居確保給付金について説明を行い、申請書類を交付します。



② 入居住宅の確保

仲介業者等で入居する住宅を探してください。（原則、市内）住宅が確保できた際には、仲介業者等に入居予定住宅に関する状況通知書を記載してもらってください。



※ 総合支援資金貸付（住宅入居費）（6P）を利用する場合
敷金等の支払いに総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する予定がある方は、その旨を仲介業者等に伝えて下さい。

③ ハローワークの申込み

ハローワークで求職活動を申込み、ハローワーク受付票（ハローワークカード）を発行してもらってください。

④ 申請書類の提出

生活福祉課へ必要書類を提出してください。提出後、審査を行います。

（P1参照）

※ 臨時特例つなぎ資金貸付（6P）の申込み
当面の生活費が必要な方は、豊橋市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金貸付を活用できる場合があります。申請の際には申請書の写しを提示してください。

⑤ 審査結果の通知

○ 資格ありの場合、住居確保給付金支給対象者証明書（給付を決定するものではありません）が交付されます。

× 資格なしの場合、住居確保給付金不支給通知書が交付されます。

※ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）（6P）の申込み

敷金等の支払えない方や受給期間中の生活費が必要な方は、総合支援資金貸付を活用できる場合があります（審査あり）。申込みには以下の書類が必要です。

- ・入居予定住宅に関する状況通知書
- ・住居確保給付金支給対象者証明書

⑥ 賃貸借契約の締結

仲介業者等へ住居確保給付金支給対象者証明書

を提示し、賃貸借契約^{ていけつ}を締結してください。



※ 敷金等を総合支援資金貸付（住宅入居費）（6P）で支払う方

総合支援資金貸付（住宅入居費）を申込んだ方は、仲介業者等へ写しを提示してください。利用者は、住宅の契約が原則「停止条件付契約^{ていしじょうけんつきけいやく}」（貸付金振込確認日から有効となる契約）となるため、契約締結後、契約書の写しを社会福祉協議会へ提出してください。決定後、敷金等が仲介業者等に振込まれます。

敷金等を自分で払う場合は通常契約になると考えられますが、住居確保給付金の受給者は全て停止条件付契約としている場合もあります。

⑦ 入居手続きと住民票の変更

仲介業者等と入居手続きを行うとともに、市役所で住所変更を行い、住民票を発行してもらってください。

⑨ 住居確保給付金の支給決定

生活福祉課へ入居後7日以内に次の書類を提出してください。

- ・賃貸借契約書
- ・住民票（変更後）

生活福祉課から次の書類が交付され、給付金が管理会社等へ直接振り込まれます。

- ・住居確保給付金支給決定通知書
- 職業相談確認票（当面不要）

仲介業者等へ住居確保給付金支給決定通知書を提出してください。

※ 豊橋市社会福祉協議会とのその後のやりとり

臨時特例つなぎ資金貸付利用者は、社会福祉協議会から償還の指示があります。

総合支援資金貸付（生活支援費）利用者は、住居確保給付金支給決定通知書を豊橋市社会福祉協議会に提出してください。

社会福祉協議会による支援制度

㊦ 緊急小口資金貸付

休業等により収入の減少があった場合、緊急かつ一時的に生計維持のための貸付制度です。

(貸付上限) コロナウイルスの影響による収入減少…20万円以内
その他の理由…10万円以内

㊧ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）

生活の立て直しを支援するため、生活相談・支援（就労支援等）と併せ、生活費及び一時資金の貸付制度です。

○生活支援費…生活再建までの生活費

(貸付上限) 単身世帯：15万円/月以内 2人以上世帯：20万円/月以内

(貸付期間) 原則3ヶ月、最長1年 (利子・保証人) 無利子・保証人不要

○住宅入居費…敷金礼金等の賃貸住宅入居の初期費用

(貸付上限) 40万円以内

(利子・保証人) 連帯保証人有：無利子 連帯保証人無し：年1.5%

※原則、自立相談支援機関（生活福祉課）の継続的な支援を受けることが要件となります。

㊨ 臨時特例つなぎ資金貸付

住居を喪失している方で、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方に対し、生活費及び一時資金を貸付けする制度です。

○貸付額：公的給付等を受けるまでの生活に要する費用（10万円以内）

○貸付利子：無利子、連帯保証人不要

受給中の義務

住居確保給付金を受給する際には、以下の義務が発生します。

義務に従わない場合、給付金の支給が遅れることや中止になることがあります。

- ① 受給中は出来得る限りの方法で常用就職に向けた就職活動を行ってください。
- ② 月2回以上、ハローワークの職業相談を受けてください。
(面接時に◎職業相談確認票を提示し、確認印を受領してください)
- ③ 月1回以上、生活福祉課で面接支援を受けてください。
(面接時に◎職業相談確認票を提示し、活動状況を報告してください)
- ④ 原則週1回以上、求人応募を行うか求人面接を受けてください。
(ハローワークのほかにも、求人情報誌や新聞広告等を活用してください)
- ⑤ 自立相談支援事業所(生活福祉課)からプランが策定された場合は、上記に加えプランに記載した就労支援(職業訓練や就労準備支援事業等)を受けてください。
- ⑥ 常用就職(期間に定めが無い、または6ヶ月以上の就職)が決定した際は常用就職届を提出し、収入を確認できる書類を毎月提出してください。

※ 休業等による減収等で受給する場合、再延長までは②と④は求めませんが、再々延長の場合は休業等の方も②と④が必要となります。

給付金の延長・再延長

受給期間終了の際に、誠実かつ熱心に就職活動を行っており、収入が一定額以下の場合、3ヶ月を限度に2回(※)まで延長が可能です。希望する場合は、受給最終月までに収入と預貯金額を確認できる書類を生活福祉課へご提出ください。

※新型コロナウイルス感染症対応による特例により、令和2年度中に新規申請をした方については延長が3回まで可能となります。

給付額の変更

家賃額が変更された場合や、収入により一部支給となっていた方が減収した場合は給付額を変更します。収入を確認できる書類を持参し、生活福祉課へご相談ください。

給付の中止

以下の場合には住居確保給付金の支給を中止し、住居確保給付金支給中止通知書を交付します。

- 受給中の義務を怠った場合
- 自立相談支援事業所（生活福祉課）が策定したプランに従わない場合
- 常用就職による収入が一定額を超えた場合（収入を得た月から中止）
- 住宅を退去した場合（退去日の翌月から中止）
※管理会社等の要請による場合や生活福祉課からの指示による場合を除く
- 支給決定後、^{きよぎ}虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合
- 受給者または同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合
- 受給者が^{きんこけい}禁錮刑以上の刑に処された場合
- 受給者が生活保護を受給することになった場合

給付金の再申請

住居確保給付金制度の利用は原則として1世帯につき1回限りです。

例外として、前回の利用後に新たに解雇された場合は、以下

①～②の場合を除き再申請が可能です。

- ① 本人の責任による重大な理由で解雇された場合
- ② 契約時に雇用期間に定めがあることに合意していた場合

給付金の徴収

虚偽の申請があった場合など不適正な受給が判明した際には、それ以前に支給した給付金を豊橋市が徴収するとともに、以降の支給を中止することがあります。

問合せ先

豊橋市役所 生活福祉課（東館1階10番窓口）

電話(0532)51-2313 FAX(0532)56-5134